

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）等により、社会福祉施設等の関係法律が改正され、社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等については、条例でこれを定めることとされたため、この条例を制定することとした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第53号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により医療法（昭和23年法律第205号）の一部が改正され、病院及び療養病床を有する診療所が有しなければならない人員及び施設の一部の基準等については、条例でこれを定めることとされたため、この条例を制定することとした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇香川県移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例（平成24年香川県条例第54号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部が改正され、道路移動等円滑化基準については、条例でこれを定めることとされたため、この条例を制定することとした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇香川県移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成24年香川県条例第55号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部が改正され、都市公園移動等円滑化基準については、条例でこれを定めることとされたため、この条例を制定することとした。
- 2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇香川県防災会議条例及び香川県災害対策本部条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第56号）

- 1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の一部改正により、都道府県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者が追加されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第57号）

- 1 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部が改正され、市町が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する国の負担金の割合が引き

下げられるとともに、県が市町に対して交付する香川県国民健康保険調整交付金の割合が引き上げられたことに伴い、同法第72条第2項第1号に規定する算定対象額に対する同交付金の総額の割合を100分の7から100分の9に引き上げること等のため、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

◇食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第58号）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第407号）により食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）の一部が改正され、県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準は条例で定めることとされたことから、当該基準を定めるため、所要の改正を行うこととした。

2 平成25年4月1日から施行することとした。

◇特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第59号）

1 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

◇警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第60号）

1 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

◇香川県暴力団排除推進条例の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第61号）

1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。